

居宅介護支援事業所 夢の樹の郷 運営規程

(目的)

第1条 医療法人 敬寿会（以下「法人」という）が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）は、介護保険法の理念に基づき、老化に伴い介護が必要な者に対して自立した生活を送れるよう介護相談、介護計画等のサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の運営方針は次のとおりとする。

1. 被保険者が要介護状態等となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われること。
2. 被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。又、被保険者が申請を行われているか否かを確認し、その支援を行う。
3. 被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健・医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業者との連携を得て、総合的かつ効率的に介護計画が提供されるよう配慮し努める。
4. 市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公正中立な立場で被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行う。
5. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類が特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

(事業所の名称)

第3条 この事業所の名称は、「居宅介護支援事業所 夢の樹の郷」と称する。

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は次のとおり。

静岡県駿東郡清水町玉川 1 8 3 番地の 1

(従業員の職種、人員及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名
管理者は、事業所の職員の人事管理及び業務の指揮監督に当たるものとする。
2. 介護支援専門員 1 名以上（常勤職員 1 名以上）
介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連携調整等、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日、営業時間)

第6条 この事業は、毎週月曜日から金曜日とする。（ただし国民の祝日及び年末年始「12 月 30 日～1 月 3 日」除く。）

2. 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 事業所は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められたときはこれを提示すべき旨を指導する。

2. 事業所は、要介護認定者の居宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療・保健サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービスの提供の手続きを行う。
3. 事業所は、正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。
 - 1) 正当な理由とは、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
 - 2) 偽りとその他の不正行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたとき。
 - 3) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知する。

(居宅介護支援の内容)

第8条 居宅サービス計画の作成

[利用者への情報提供]

- 1) 作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、サービスの選択がしやすいよう当該地区における保健・医療・福祉サービスの種類、サービス内容、利用料金の情報を提供する。

[利用者の実態把握]

- 2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこに置かれている環境等について、課題分析方式を用いて評価を行い、利用者の抱えるニーズを明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

[居宅サービス計画書の原案作成]

- 3) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望ならびに利用者についての把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの原案を作成する。

[サービス担当者会議]

- 4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に基づき関係する指定居宅サービス等の担当者を召集して、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

[利用者の同意]

- 5) 介護支援専門員は、利用者及び家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

2. サービス実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより実施状況の把握を行い、必要に応じて利用者の課題把握、居宅介護サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

3. 介護保険施設等の紹介

- 1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供を行う。
- 2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者及び責任者（居宅介護支援事業所 管理者）
2. 苦情解決体制を整備しています。
3. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
4. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
5. 虐待の防止のための指針を作成します。

(業務継続計画（BCP）の策定等)

第10条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する観点から、居宅介護支援の業務継続に向けて、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
2. 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
3. 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

(感染症の予防及びまん延の防止について)

第11条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね毎月開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
2. 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
3. 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。
4. 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
5. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(利用料、その他の費用の額)

第12条 事業所は、申請支援、居宅サービス計画作成費については、利用者及びその家族に一切の費用を請求しない。

(通常の事業の実施地域)

第13条 事業所の事業の実施区域については、清水町、三島市、長泉町、函南町（西小校区）、沼津市（〒410-01XX、410-02XX、410-03XX 以外の地域）とする。

(秘密保持)

第14条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその事業上で知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に提示する。

2. 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅介護サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護支援の提供に関する記録整備を完結の日から5ヵ年保存しなければならない。

附則 この規定は、平成15年 5月15日から施行する。

平成22年11月 1日改定する。

平成30年 1月 4日改定する。

令和 3年 4月20日改定する。

令和 6年 4月 1日改定する。

令和 7年 4月 1日改定する。